

# 特定非営利活動法人 NPOながさき

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPOながさきという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、長崎県長崎市内に事務所を置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、特定非営利活動法人を始め公益法人に関心を持つ人に対して、高度な知識と豊富な経験を有する会員相互の協力により、公益法人の会計・監査・経営に関する分野で、市民・公益法人・団体に対する教育普及並びに助言を行い、もって公益法人等の健全な発展を促進し、ひいては活力ある地域社会の発展など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、専門家集団としてのノウハウを取り込んで、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動。
- (2) 情報化社会の発展を図る活動。
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動。
- (5) 民間非営利活動を行う団体等の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関する活動。

#### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 公益法人等に対する監査指導。

- (2) 公益法人等の活動に関する相談、活動促進のための調整及び交渉等に係る活動相談とコーディネート事業。
- (3) 公益法人等の財務管理および組織管理等の運営に関する相談および助言に係るマネジメントサポート事業。
- (4) 公益法人等の活動等に関する情報の収集と提供、情報発信に係る情報サポート。
- (5) 公益法人等とその活動に関する調査研究および政策提言に係る事業。
- (6) 公の施設の運営・管理に係る事業。

### 第3章 会員

#### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人・団体。但し議決権は有しない。

#### (入会)

**第7条** この法人の運営会員になろうとするものは、この法人の活動目的に賛同するものでなければならない。

- (1) 運営会員は会計・監査・法律・労務または経営に関する高度な専門知識ないしは資格を有するものとする。
- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は入会を拒否する正当な理由がない限り入会を承認するものとする。
- 3 理事会は、前項のものの入会を認めないときは、その理由を付記して本人に通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

**第8条** 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第10条** 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

**第13条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、2人以内を代表理事、2人以内を常務理事とする。

#### (選任等)

**第14条** 理事および監事は、運営会員のなかから総会の議決により選任する。

2 代表理事および常務理事は理事会において互選する。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

**第15条** 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

**第16条** 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### (解任)

**第 18 条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### (報酬等)

**第 19 条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### (職員)

**第 20 条** この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第 5 章 会 議

### (種別)

**第 21 条** 会議は総会および理事会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とし、運営会員をもって構成する。理事会は、理事をもって構成する。

### (機能)

**第 22 条** 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更。
- (2) 解散および合併。
- (3) 事業報告および収支決算の承認。
- (4) 役員を選任および解任。
- (5) 役員報酬の承認。
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他理事会が必要と認める重要な事項。

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項。
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3)事業計画および収支予算並びにその変更の承認。
- (4)入会金および会費の額の承認。
- (5)事務局の組織および運営に関する事項。
- (6)その他法人の業務の執行に関する事項。

#### (招集)

**第 23 条** 会議は第 15 条第4項第4号の場合を除いて代表理事が招集する。代表理事は、会議を招集するにあたっては、会議を構成する運営会員又は理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容、ならびに日時および場所を、開催日の少なくとも一週間前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (開催)

**第 24 条** 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、運営会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき、または第 15 条第4項第4号の規定により監事が招集した場合に開催する。
- 3 理事会は必要なとき随時開催する。

#### (定足数)

**第 25 条** 総会は運営会員、理事会は理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

#### (議長)

**第 26 条** 会議の議長は、代表理事または代表理事の指名による。

#### (議決)

**第 27 条** この定款に定める場合を除き、総会は出席した運営会員、理事会は出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 総会における運営会員の表決権または理事会における理事の表決権は、平等とする。

#### (書面表決等)

**第 28 条** 総会に出席できない運営会員または理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の運営会員または理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該運営会員および理事は、第 25 条および第 27 条の規定の適用については出席したものとみなす。

**(議事録)**

**第 29 条** 議長は、総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した運営会員または理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名捺印し、これを保存しなければならない。

**第 6 章 資産および会計**

**第 30 条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

**(資産の区分)**

**第 31 条** この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産

**(資産の管理)**

**第 32 条** この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

**(会計の原則)**

**第 33 条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

## **(会計の区分)**

**第 34 条** この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係わる事業会計

## **(事業計画及び予算)**

**第 35 条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

## **(暫定予算)**

**第 36 条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## **(予備費の設定及び使用)**

**第 37 条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

## **(予算の追加及び更正)**

**第 38 条** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

## **(事業報告及び決算)**



**第 39 条** この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第 40 条** この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

**第 41 条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第 42 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

**第 43 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決するものに譲渡するものとする。

#### (合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

### 第9章 雑則

#### (細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

#### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 川崎 清 廣

代表理事 平山 寿 則

常務理事 弥 長 一 昭  
理 事 近 藤 正 敏  
理 事 豊 村 哲 也  
理 事 林 博 行  
理 事 中 島 政 博  
監 事 荒 木 宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	運営会員	1口	1万円	2口以上
	賛助会員	1口	1万円	1口以上
(2) 年会費	運営会員	1口	2万円	1口以上
	賛助会員	1口	1万円	1口以上